

まちなかでの若手芸術家等の作品の展示・販売を行う「ARK (Art Rhizome KYOTO)」の  
企画・運営業務に係る受託事業者募集要領

## 1 目的

この要領は、「まちなかでの若手芸術家等の作品の展示・販売を行う「ARK (Art Rhizome KYOTO)」の企画・運営業務」の委託に当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定める。

なお、本プロポーザルは、アート市場活性化の実施に係る京都市の令和5年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものです。そのため、予算が成立しなかった場合、本プロポーザルの選定等は無効となります。また、予算が成立した場合も、契約の締結は令和5年4月以降となります点、御理解くださいますようお願い申し上げます。

## 2 委託の概要

### (1) 委託業務名

まちなかでの若手芸術家等の作品の展示・販売を行う「ARK (Art Rhizome KYOTO)」の企画・運営業務

### (2) 委託内容

別紙1「仕様書」を参照のこと。

### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (4) 委託金額の上限

金5,000,000円(税込)

### (5) 支払条件

委託業務完了後に受託者の請求により支払う。

## 3 参加資格

委託候補者の指名に当たっては、次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

- (1) 委託業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 京都市の競争入札参加有資格者（競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、本プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること及び入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 受託希望者又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でなく、また、それらの者の依頼を受けて本件に参加しようとする者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

- (8) 複数の事業者で構成するコンソーシアム（共同事業体）として応募する場合、上記の要件を満たす事業者を代表事業者とすること。

#### 4 応募手続等

##### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

- |   |             |        |     |
|---|-------------|--------|-----|
| ア | 参加申込書       | (様式 1) | 1 部 |
| イ | 会社の概要が分かる書類 | (自由様式) | 4 部 |
| ウ | 類似業務の実績     | (様式 2) | 4 部 |
| エ | 企画提案書       | (自由様式) | 4 部 |

別紙 1 「仕様書」 7 に掲げる各項について、次の事項に関する企画を具体的に記入すること。用紙サイズは A 4 とし、様式は任意とする。

- ・企画内容及び運営計画
- ・事業実施計画、業務実施体制

そのほか、本業務における会社又は団体としての取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。

- |   |     |            |     |
|---|-----|------------|-----|
| オ | 見積書 | (様式 3、内訳書) | 4 部 |
|---|-----|------------|-----|

本業務に係る受託見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。必ず、事業構成要素ごとに金額を示すこと。

なお、内訳書の様式は任意とする。また、消費税は 10% で計上すること。

- |   |                                 |     |
|---|---------------------------------|-----|
| カ | コンソーシアムとして応募する場合は、以下の書類を提出すること。 | 1 部 |
|---|---------------------------------|-----|

- ・コンソーシアム協定の写し

- |   |  |       |
|---|--|-------|
| キ | 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合は、京都市競争入札等取扱要綱第 2 条第 1 項各号に掲げる資格を有する者であることを確認するため、以下の書類を提出すること（コンソーシアムとして応募する場合は、代表となる事業者についての書類を提出すること）。 | 各 1 部 |
|---|--|-------|

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- ・印鑑証明書

- ・納税証明書（国税等）

※ 新型コロナウイルス感染症に係る納税猶予の「特例制度」を利用している場合：  
「未納税金目録等（国税等）」

- ・納税証明書（京都市税）

※ 新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の「特例制度」を利用している場合：

① 徴収猶予の「特例制度」に係る許可通知書

② 上記①に係る納税証明書（京都市税）

（①・②をいずれも提出すること。②は、市民税（個人市民税又は法人市民税）及び固定資産税に係るものに限る。）

- ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式 4）

- ・誓約書（様式 5）

※ WEB サイト「京都市情報館」で公開する本「募集要領」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

※ 提出部数が 4 部のものは正本 1 部と複写 3 部とする。

※ 見積書に添付する内訳書は自由様式とし、積算根拠が分かるようにすること。

## (2) 提出期限

令和5年3月29日（水） 午後5時必着

※ 持参の場合の提出時間は、平日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

## (3) 提出方法

担当部署宛てに、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）すること。  
ただし、郵送の場合は必ず到達確認を行うこと。

## 5 提案募集に関する質疑

本件募集内容について質疑がある場合は、令和5年3月23日（木）午後5時までに、担当部署宛てに質問書（様式自由）により電子メールで提出すること。

質問に対する回答は、令和5年3月27日（月）までに電子メールで質問者に回答する。

## 6 担当部署

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課（担当：天野、林）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎地下1階

電話：075-222-3119 / FAX：075-213-3181

メールアドレス：[bunka@city.kyoto.lg.jp](mailto:bunka@city.kyoto.lg.jp)

## 7 企画提案書の審査概要

### (1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、別紙2「委託候補者選定評価基準及び評価点」に示す項目を参考に審査委員会において総合的に評価し、各項目の合計点が6割以上の評価を得た参加者の中から委託候補者1者を選定する。

また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

### (2) 審査委員会

審査委員会は、以下の委員で構成する。

【審査委員】（3名）

委員長 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課文化力活用創生担当課長

委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課計画推進係長

委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当

### (3) 審査結果の通知

審査結果については令和5年3月31日（金）までに、参加者全員に書面により通知する。また、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館で公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

## 8 委託候補者との協議と契約の締結

委託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、委託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次いで評価の高かった者を委託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかったときも同様とする。

## 9 スケジュール

内 容	期 限
質問の受付	令和5年3月23日（木） 午後5時
質問の回答	質問者へ電子メールで令和5年3月27日（月）までに回答
提案書の提出	令和5年3月29日（水） 午後5時必着
選定結果の通知	令和5年3月31日（金）を予定

## 10 契約に関する基本的事項

委託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

### (3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。

### (4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (5) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

### (6) その他

この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

## 11 その他重要事項

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出期限以降における資格確認書類及び企画提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

(4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。

(5) 参加資格確認書類又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。

(6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。

<参考> 広報資料

「まちなかでの若手芸術家等の展示・販売「ARK(Art Rhizome KYOTO)」の開始について」

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000309/309032/koho.pdf>